

昭和57年度

市県民税の申告相談

各地区で申告相談の
会場を開設します

期 日	受 付 相 談 区 域 (行政区町村別)	場 所
2/3 (木)	午前 岩本、清水川、橋桁 午後 松原、長走、陣場	矢立公民館
4 (金)	午前 中羽立、寺の沢、日景温泉 午後 白沢	
5 (土)	午前 本郷上、繁沢 午後 本郷下、土目内	花矢支所
7 (月)	午前 二井山、観音堂、鳥内 午後 十三森、大森、神山、姥沢	
8 (火)	午前 泉田、桜町、稲荷沢、猫鼻 午後 大森団地	十二所公民館
9 (水)	午前 大滝1区、道目木 午後 大滝2区、平内	
10 (木)	午前 梶井沢、浦山 午後 別所、沢尻	二井田公民館
11 (金)	午前 曲田、猿間 午後 葛原	
12 (土)	午前 下町、中町 午後 上町、上新町	
14 (月)	午前 下村、町、杉沢 午後 高村、下川原	
15 (火)	午前 上・下四羽出 午後 館、小坪川原	

＜申告時間＞ 午前—9時30分から正午まで
午後—1時から4時まで

○軽自動車（農耕用トラクター・コンバイン等）を
購入し、まだ未登録でナンバープレートを取り
付けていない方は、各会場で登録を受付けます
※ なお、2月16日以後の申告相談日程について
は、次号でお知らせいたします。

◆申告相談のお問合せは税務課民税保険係へ

市県民税の申告のお知らせ

2月3日から58年度市県民税申告相談が始まります。個人の市県民税は、市が税額を計算し、それを皆さんに通知して納めていただく仕組みになっていますが、市が適正な課税を行うために、皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算することになっています。そこで、市県民税の申告についてお伝えします。

申告しなければ
ならない方は

●五十八年一月一日現在、大館市に住んでおり、五十七年十二月（一月）に所得のあった方
●給与所得者で給与所得のほか、地代、家賃、農業など給与以外の所得のある方
●大館市に住んでいないが、五十八年一月一日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のある方

申告の必要がない方

●所得税の確定申告書を税務署へ提出される方（所得税の還付を受ける方や所得税の対象の方は、税務署へ申告することになっています）
●給与所得者で勤め先（事業所）から給与支払報告書を提出されている方で、給与以外の所得のない方。ただし、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、本人又は家族が病気にかったことによる医療費控除を受けようとする方は、そのための申告をしなければなりません。（所得税を納めている方は除く）

申告をしなかった場合

申告しなかった場合は、一部の控除ができないほか、各種証明書（所得証明書や扶養証明書など）の発行を受けられないばかりで、年金等の支払いにも支障をきたすなど、いろいろな点で不利になりますので、正しい申告を期限内に必ずするようにしてください。出かせぎや入院などどうしても期限内に申告できない方は、前もって税務課へ連絡してください。

申告のとき
持参するもの

申告相談において必要なものは、次にあげるものをお持ちください。
1 申告書と印鑑（申告書には住所、氏名を記入してください）
2 五十七年中に支払った医療費、生命保険料、国保又は社会保険料の支払いを証明するもの
3 五十七年中に災害、盗難、横領などで損害を受けた方はそれを証明できるもの
4 給与所得者で給与以外の所得のある方は、源泉徴収票。

所得金額の
計算のしかた

所得とは、一年間（一月～十二月）に得た収入金額から、その収入を得るための必要な経費（生活費は含まれません）を差し引いたもので、その計算方法は、地方税法に特別の規定があるもののほか、原則として所得税法の定めにより計算されます。
●収入金額
五十七年中に収入することの確定した金額ですが、次の点に注意してください。
1 収入金額には五十七年中に収入することの確定した未収入金も含まれますが、前受金は含まれません。
2 現物収入は時価で収入金額に換算します。
3 自家消費した商品などは、普通の販売価格で計算した金額を収入金額とします。
4 雑収入やリベートも収入金額に含まれます。

3 不動産所得の場合

●修繕費、火災保険料、減価償却費、固定資産税、借入金、管理費などが必要経費になります。

●事業専従者控除額

●所得税で申告した青色専従者給与額

●所得税について青色申告をしない方でも、同じ世帯にいる十五歳以上の親族のうち、事業に一年を通じて六月を超えて期間をばらばら従事していた方（白色事業専従者といいますが）については、専従者一人につき四十万円を控除できます。ただし、この控除額は次の算式で計算した金額を超えることはできません。
（事業所得＋不動産所得＋山林所得）×（専従者の数＋1）×控除限度額

農業所得の
皆さん

●農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支計算して算定するのが原則ですが、農業所得の収支を明確に記帳していない方のために、市では今年も「農業所得標準」を作成し、申告相談に当たっています。農業所得標準によつて申告される方は次の点にご注意ください。
※臨時雇入費は標準内経費に算入しています。しかし、特殊な事情がある方は雇入控帳作業内容、支払金額等の説明ができてくる資料をお持ちするようになっています。資料をお持ちにならない場合は標準内経費に算入された雇入費を超える分の金額は控除にはなりません。標準外経費として別途控除する動力耕うん機、田植機、コンバイン、バインダー、トラクター、ハーベスター等の大型農機具に含められます。

償却資産の申告を

申告期限は1月31日

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における一定の事項を市長に申告しなければならないことになっていますので、次の要件に該当するときは、1月31日までに申告をしてください。

＜償却資産の要件＞

- 1 土地、家屋以外の事業の用に使用することができる資産であること。
- 2 鉱業権等の無形減価償却資産は除かれます。
- 3 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算と、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税法又は所得税を課されない方が所有するものも含む）でなければなりません。
- 4 自動車税や軽自動車税の課税客体である自動車等は除かれます。

- ◆この要件を具体的に説明しますと、次のようになります
- ① 法人税又は所得税が課されない方が所有する資産であっても、法人税法又は所得税法の規定により、本来減価償却が認められる資産。
 - ② 現在稼働していない有形固定資産であっても、本来の機能を失っていない、いつでも使用できる状態にあるもの。
 - ③ 帳簿に記載されていない、いわゆる簿外資産で事業の用に使用することができるもの。
 - ④ 残存価額のみが計上されている資産で、事業の用に使用しているもの。
 - ⑤ 事業用建物の付属設備については、固定資産税における家屋の評価に含まれないもの。
- なお、前年度申告された場合でも、57年中に資産の異動（増加、減少）がなかった方でも、その旨を記載した申告書を提出してください。

◆問合せ 市役所税務課固定資産税係 ☎49-3111

営業所得の
皆さん

●営業所得があると思われる方は、市県民税の申告は必要ありませんが、農業所得については市が担当（青色申告を除く）することになっていますので、前もってご相談ください。

譲渡所得の申告

譲渡所得のある方で、税務署へ申告する方は、市県民税の申告は必要ありませんが、農業所得については市が担当（青色申告を除く）することになっていますので、前もってご相談ください。